

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第7号

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則（平成17年香川県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(普通調整交付金定率分の額の算定) 第4条 略 (1) 略	(普通調整交付金定率分の額の算定) 第4条 普通調整交付金定率分の額は、第1号から第3号までに掲げる額の合算額から第4号に掲げる額を控除した額を基準として別に定めるところにより算定した額とする。 (1) 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「調整交付金算定省令」という。）第4条第1項第1号イに掲げる額から前々年度の同号ロに規定する基準超過費用額を控除した額
(2)～(4) 略 2 略	(2)～(4) 略 2 略
(普通調整交付金調整分の額の算定等) 第5条 略 (1) 条例第5条第1項第2号及び第4号に掲げる事項又は同項第2号から第4号までに掲げる事項を勘案して別に定めるところにより算定した額 (2) 略 2 略	(普通調整交付金調整分の額の算定等) 第5条 普通調整交付金調整分は、第1号に掲げる額（以下「調整対象需要額」という。）が第2号に掲げる額（以下「調整対象収入額」という。）を超える市町に対して交付する。 (1) 条例第5条第1項第2号に掲げる事項又は同項第2号及び第3号に掲げる事項を勘案して別に定めるところにより算定した額 (2) 略 2 略
附 則 1・2 略 3 平成18年度から平成21年度までの各年度における普通調整交付金定率分の額の算定に係る第4条第1項第1号の規定の適用については、同号中「	附 則 1・2 略

掲げる額とあるのは「掲げる額（国民健康保険の国庫負担金及び被用者
保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号）附則
第8条第1項第2号に掲げる額を除く。以下同じ。）」と、「同号口」と
あるのは「調整交付金算定省令第4条第1項第1号口」とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。